

# ～地域の話題～

堀切地区の最近のまちづくり情報の紹介

## ●平成28年3月6日に「ほりきりん公園」が開園しました！

堀切二丁目にまちづくり推進協議会から生まれた、ほりきりんの名前が入った「ほりきりん公園」が新しく開園されました。

みんな遊びに来てね！



## ●新たな公共サインが整備されました

葛飾区が進めている公共サイン整備事業について、以前から全体会などでも説明されていきましたように、そのモデル地区として堀切菖蒲園駅南側のエリアに、堀切地区センターや堀切菖蒲園などを案内誘導するサインが設置されました。今後は、住民の皆様や来街者の方などの意見をもとに、他地区への整備が進められる予定です。



## ●堀切菖蒲園改修事業

葛飾区のまちづくり事業の一環として、堀切菖蒲園の改修工事が行われます。改修計画は、住民説明会の際に出た、地域住民の要望や意見などが反映された計画になっています。今後は、車いすの方でも使えるトイレや通りやすい通路など、これまで以上に多くの方々に楽しんでいただける場所としての整備が行われます。



整備後のイメージ



## ●2年連続!! 鉄道部会と防災部会が葛飾区から表彰！

昨年、「ほりきりん」が表彰されました葛飾協働まちづくり表彰に、今年もまちづくり推進協議会の「鉄道部会」と「防災部会」が表彰されることが決定いたしました。これを励みに、堀切の発展を目指して今後も積極的に活動に取り組んでまいります。

## 堀切地区まちづくり推進協議会とは

## はじめてお読み下さる方へ

京成本線荒川橋梁架替事業の発表を契機として、堀切地区全体のまちづくりを住民主体で考えるため、平成18年度に協議会が発足しました。メンバーは、地元町会、商店街、住民有志で構成されており、「誰もが、堀切の魅力を楽しみ、住み続けられるまちづくり」を合言葉として活動に取り組んでいます。

堀切地区のまちづくりについて、区ホームページでご紹介しています。

トップページ→暮らしのガイド→(まちづくり)→地域街づくり→橋梁架け替えをきっかけとした街づくり→堀切地区のまちづくり

～堀切地区のまちづくりに関する問い合わせは、下記にお願い致します～



## 堀切地区まちづくり推進協議会 事務局

葛飾区 都市整備部 街づくり推進課 (半田、石田、丸山)  
代表 03-3695-1111 (内線 2508)  
直通 03-5654-8391



# 堀切地区まちづくりニュース

第26号 [平成28年3月]



このニュースは、堀切地区(堀切一丁目～五丁目)の皆さんに配布しております

[発行] 堀切地区まちづくり推進協議会

# 注目

## 平成28年3月15日に 堀切二丁目周辺及び四丁目地区の「地区計画」が決定されました！

以前より検討会などを開催し、地域と行政で協力して進めてまいりました地区計画が、この度3月15日に決定し、堀切地区に新しく導入されました。今後は建替えや新築をなさる際には、地区計画に定められたルールにご協力ください。

【対象地区：葛飾区堀切一丁目、二丁目、三丁目及び四丁目の各地内】

詳細は内面をご覧ください

## ●【第17回堀切地区まちづくり推進協議会 全体会の開催】今年度の活動成果を報告しました！

3月11日(金)に今回で17回目となる、まちづくり推進協議会全体会を堀切地区センターにて開催いたしました。当日は、今年度行ってきた活動成果の報告や、推進協議会の新たな活動体制への移行に向けた検討経緯の報告が行われました。



### ◆防災部会

今年度は「広域避難の検証」をテーマに、広域避難場所の安全性や避難経路について検討を行ってまいりました。

### 「逃げ地図ワークショップ」の開催！

明治大学の学生の方々の協力のもと、「逃げ地図」を使ったワークショップを行い、避難経路の現状と課題について意見交換を行いました。その中で「身近な避難環境の改善の必要性」を認識し、改善に向けて安全で分かりやすい避難経路のあり方や火災の状況に応じた避難のあり方などの改善案を出し合いました。

### 安全な避難環境の創出を目指します！

確認した課題や改善案は、今後具体化に向けて新体制内で新たなプロジェクトチームを立ち上げて検討を行っていきます。

### ◆駅周辺の将来を考える会

今年度から新しく始まり、地域全体に広く参加を呼び掛け、駅周辺の現状や今後の取り組みについて意見交換を行ってまいりました。

### こんな取り組み案を検討しました！

#### ●新たな人の流れのデザイン

- ・イベント、フリーマーケットの開催
- ・来街者の受け皿づくり(空き家活用)
- ・綾瀬川でボート遊びなど新たな名所づくり

#### ●歩きたくなる駅周辺

- ・駅前の利便性向上(交通改善、バリアフリー)
- ・都道314号の空間改善(タクシー、歩道)
- ・駅前のにぎわいづくり

### 今後の予定

今後は先進事例の見学会、イベントや調査などを行い、魅力的な駅前環境の創出に向けて積極的に活動をしてまいります。

堀切地区まちづくり推進協議会では  
**みなさまの参加を募集しております！**



【堀切二丁目周辺及び四丁目地区】

# 地区計画の内容をご紹介します！

## ◆地区計画（建替えルール）のポイント

### 1) 消防活動困難区域が解消されます！

地区内の消防活動困難区域※を解消するために、密集事業による道路整備と併せて、個別の建替えによって幅6m以上の道路空間が確保されます。

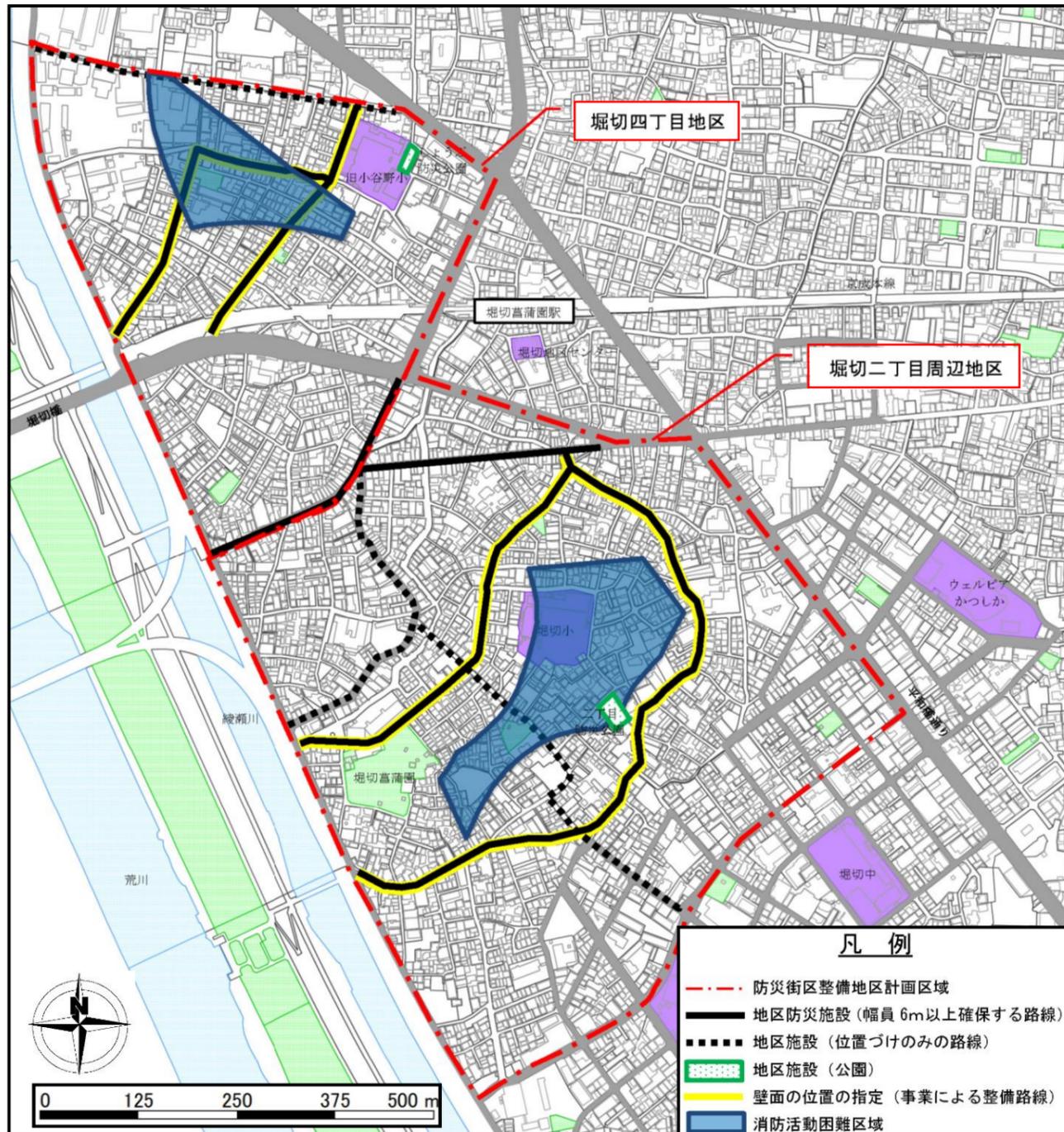
### 2) 建替えが進むにつれて、防災性が向上し、燃えにくいまちになります！

建替えが進むにつれて、火災に強い建物が増え、燃え広がりにくいまちになります。

### 3) 地域の良い住環境を守ります！

その他、地域の良好な住環境を守るためのルールを導入します。

※消防活動困難区域とは ⇒周辺の道路幅員が狭く（6m未満）、災害時に消防車のホースが届かない可能性のある地域を指します。

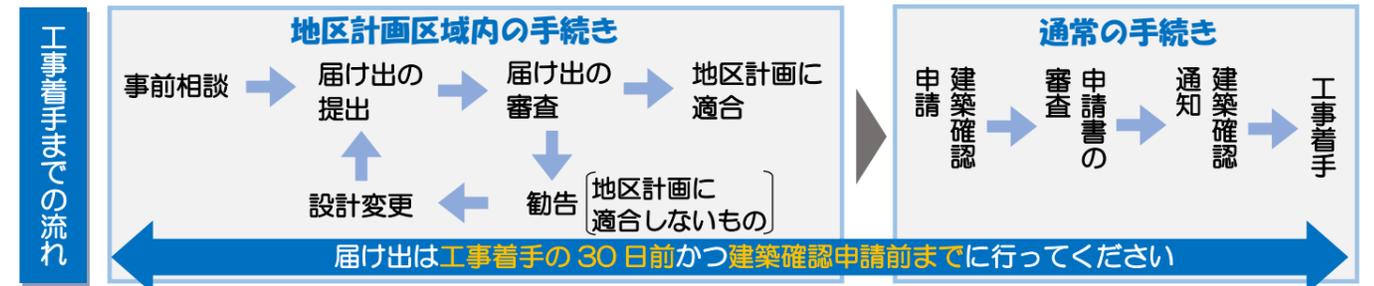


## ●地区計画の具体的な建替えルール内容

ルール項目	ルールのイメージ	ルールの内容
① 建物の構造の制限		●燃えにくい建物を地区内に増やしていくルール ・準防火地域内の建築物は延べ面積が500㎡を超える建築物は耐火建築物とし、その他の建築物については耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
② 建築物等の用途の制限		●地域にふさわしくない用途の建物をつくられないようにするルール ・「店舗型性風俗関連特殊営業」の用に供する建築物は建築してはならない。
③ 敷地面積の最低限度		●ミニ戸建開発等の建物の密集化を抑制するルール ・建築物の敷地面積の最低限度は66㎡とする。 ※既に66㎡未満の敷地はルールの対象外です。
④ 壁面の位置の制限		●防災道路を確保するルール ・「密集事業による整備路線」沿道の建物は、道路中心線から建物の壁面までの距離を3m以上離して建築する。
⑤ 壁面後退区域における工作物の設置の制限		・壁面の位置の制限が定められた区域のうち、地区施設道路の部分には、塀、さく、広告物、看板等の工作物を設置してはならない。
⑥ 建物の形態・意匠制限		●周囲と調和したデザインの建物に誘導するルール ・建築物の屋根、外壁等の色彩は良好な住環境にふさわしい、落ち着いた色合いのものとする。
⑦ 垣・さくの構造制限		●災害時のブロック塀等の倒壊を防ぐルール ・道路や広場等に面して設ける垣又は柵は、生垣又はフェンス、鉄柵とする。 ※ただし、高さが0.6m以下の部分については、コンクリートブロック造等にすることができる。

## ●地区計画で必要になる手続きについて

今後、対象地区内で新築や建替えなどを行う場合には、下記に示す手続きが必要となります。  
 （届け出につきましては、事前に葛飾区都市整備部調整課都市計画係にご相談ください）



※密集事業については、現在、堀切二丁目周辺及び四丁目地区の主要生活道路(地区防災施設)の測量を進めています。